

# 滋賀県、京都府視察について

福祉保健部担当職員及び県発達障害者支援センターの職員を下記のとおり、滋賀県と京都府に派遣して視察を行った。

(1) 日時:平成21年6月10日～11日

(2) 視察先

- ・滋賀県米原市 滋賀県発達障害者支援センター
- ・滋賀県健康福祉部障害者自立支援課
- ・京都府健康福祉部障害者支援課

## 発達障害者支援体制の整備状況について

	滋賀県	京都府	沖縄県
支援体制の整理 (市町村、支援センター等との役割分担について)	1次機能は市町、2次機能は圏域、県は3次機能を担う。 市町に発達支援センター等が整備されている。(26市町中、7市町設置済み、6市町設置予定) 発達障害者支援関係者協議会、発達障害者支援施策検討部会の設置	基本的な機能、認識については、滋賀県と同様であるが、各圏域に圏域支援センターを位置づけていること。政令指定都市である京都市は、独自の支援体制を整備していることが特徴 各圏域においては、府保健所が主導して取り組みが行われている。 圏域支援センターは地域療育支援事業をシフトさせたものである。	沖縄市に県支援センターが1カ所 市町村の取り組みはばらつきが大きく、各圏域の支援体制も整っているとは言い難い。
府県の施策について (主なもの)	発達障害者支援キーパーソン養成事業(発達障害者支援センターへの派遣等による発達障害者支援の専門的人材の養成) 認証発達障害者ケアマネジメント支援事業(発達障害者支援ケアマネージャーの設置) 自閉症等発達障害地域生活支援体制モデル事業(支援コーディネーター等を配置し、関係機関による一貫した効果的な支援体制の整備を図る) 高機能自閉症地域生活ステップアップ事業(グループホーム等を活用した高機能自閉症者地域生活支援プログラムの検討)	発達障害児等早期発見・早期療育支援事業(発達障害児を早期に発見・療育を行うため、市町村等と共同して保育所・幼稚園における5歳児を対象にしたスクリーニングや事後支援等を実施)	H21に圏域発達障害児支援体制モデル事業を実施予定
子供の心の診療拠点病院	取り組みについては、現在のところ未定	取り組みについては、現在のところ未定	取り組みについては、現在のところ未定
発達障害児の把握について	市町が主体となって早期発見を行う。 (マニュアル有り)	・市町村は乳幼児検診等を中心に早期発見を行う。 ・5歳児に対して、各圏域においてスクリーニングを実施し、就学前にスムーズに支援が行われるような取り組みを行っている(保健所が中心)。	・市町村が乳幼児健診を実施 ・スクリーニングの基準が不統一
医療機関の確保について	難しい(発達障害の診断が可能な医師の数が少ない。採算性が合わない等の理由による。)	難しい(発達障害の診断が可能な医師の数が少ない。採算性が合わない等の理由による。)	難しい(発達障害の診断が可能な医師の数が少ない。採算性が合わない等の理由による。)
療育等支援事業との連携について	療育の実施主体が市町村であることから、圏域協議会等を通して支援センターと連携する。	各圏域において、就学前の児童を対象とした療育支援が保健所等の主導のもと実施されている。	各圏域における保健所への関わりが課題
支援センター運営に委託方式を採用している理由	・知的障害(自閉症)の支援に実績があった知的障害者施設に委託 ・同法人に人材がいたことが委託理由の一つ	・府立こども発達支援センターに併置したいという方針が府にあった。	・肢体不自由児施設、重心施設に委託。以前から療育支援を実施しているなど、離島を含めた直接支援、地域支援の実績が認められる。また、組織体制が安定しており、医療機関及び療育機関としての機能を活用した発達障害児者支援の推進が期待できる。

## 発達障害者支援センターの運営について

	滋賀県センター	京都府センター	沖縄県センター
運営方式	委託	委託	委託
(委託先)	社会福祉法人 湖北会	社会福祉法人 京都府社会福祉事業団	社会福祉法人 沖縄肢体不自由児協会
事業開始	平成14年12月 (H14～H17.3までは自閉症・発達障害者支援センターとして運営)	平成19年4月	平成21年4月
職員体制	5人 ・センター長(臨床心理士) ・事務員、相談支援員(3人)	5人 ・センター長(府立こども発達支援センター所長兼務:小児科医) ・事務長、主任相談支援員、相談支援員、発達支援員	5人 ・センター長(沖縄小児発達センター所長兼務:小児科医) ・相談支援員1人、発達支援相談員2人、就労支援相談員1人
所在地	JR米原駅前 ショッピングセンターの3階 (県がスペースを整備、賃借料は運営費に入っている。) 守山市の県立小児保健医療センターに分室がある。相談の予約があれば、センターの職員が出張して対応する。	事務室:京田辺市 府立こども発達支援センター内 相談室:京田辺市 府山城北保健所綴喜分室内 府立こども発達支援センター:知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児通園事業を実施。事業団が府の指定管理者として運営	沖縄市 沖縄小児発達センター内 沖縄小児発達センター:肢体不自由児施設、重症心身障害児施設を併設。障害児等療育支援事業を実施
支援の特徴等	・間接支援が中心だが、直接支援も行うことで、自分たちの技量を維持、向上させる必要があるとのこと。コンサルテーションだけではだめ。 ・滋賀県は、地域療育(市町が中心)がしっかりしているので幼少児童の相談はあまりない。圧倒的に成人が多い。 ・自立支援協議会への参加は圏域以上が対象	・幼児、学齢期については、各関係機関につなぐこととしている。 ・成人の支援が中心 ・府支援センターの他に、府内6圏域に圏域支援センターを設置している。	・事業開始直後でもあり、現在のところは、直接支援が中心 ・基本的な役割としては間接支援
県の機関との連携	・総合教育センターへの研修 ・児相、更生相談所は情報の連携が主	・情報交換、ケースの紹介等が主	・今後連携体制を構築
連絡協議会等について	・昨年は、県内約55の団体を対象に啓発のための会議を開催した。今年は、内容をグレードアップさせる予定。 ・開設後の3年は、センターの運営のための15人程度の委嘱委員による運営協議会だったが、それを発展させた。	・全体会議:年2回開催、関係機関とのネットワーク構築とセンター運営の適正化が目的 ・成人調整会議:年2回開催、発達障害のある青年・成人に対する支援のあり方を検討することが目的	・今年度連絡協議会を設置予定。センターの運営の適正化等を目的とする。
事業費(委託料)	32,980千円	府発達支援センター:約24,000千円 (各圏域支援センター:1カ所約3,400千円×6)	21,872千円